

山梨県公報

第七百四号

平成十八年

十月五日

木曜日

目次

保安林の指定の予定	七二九
県営土地改良事業の完了	七二九
土地改良事業計画の適当決定	七二九
道路の供用開始	七三〇
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(二件)	七三〇
建築基準法に基づく道路位置指定	七三四
公 告	
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止	七三四
換地処分の実施	七三五
開発行為に関する工事の完了について(二件)	七三五
教育委員会	
博物館の登録	七三五
公安委員会	
警備員指導教育責任者講習の実施について	七三六

告 示

山梨県告示第五百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年十月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所
甲府市古閑町字大川三三一、三三二、三三三、字飯田六四九、六六八から六七〇まで
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大川三三一・三三二・三三三・字飯田六四九(以上三筆について次の図に示す部分に限る)、六六八から六七〇まで

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百十四号

県営土地改良事業(東八中央西地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業)の工事は、平成十八年三月二十七日をもって完了した。

平成十八年十月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第五百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、中道町右左口地区土地改良組合から申請のあった土地改良事業(中道町右左口地区土地改良事業)の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成十八年十月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 縦覧書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧期間
平成十八年十月六日から同年十一月六日まで
- 三 縦覧場所
甲府市役所

四 異議申出期間

平成十八年十一月七日から同年十一月二十一日まで

山梨県告示第五百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年十月二十六日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年十月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	塩平窪平線	山梨市牧丘町西保中字向山二五七三番の一地先から 山梨市牧丘町西保中字向山二五七五番の一地先まで	四五・七	平成十八年十月十日

山梨県告示第五百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成十八年十月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 土砂災害警戒区域

甲州市	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
	平沢		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	竹森		急傾斜地の崩壊	
	下竹森		急傾斜地の崩壊	

平沢	急傾斜地の崩壊
平沢 2	急傾斜地の崩壊
平沢 3	急傾斜地の崩壊
竹森 2	急傾斜地の崩壊
竹森 3	急傾斜地の崩壊
平沢 2	急傾斜地の崩壊
竹森	急傾斜地の崩壊
二子山 1	急傾斜地の崩壊
二子山 2	急傾斜地の崩壊
管沢 1	土石流
管沢 2	土石流
管沢 3	土石流
管沢 4	土石流
管沢 5	土石流
管沢 6	土石流
福生里沢	土石流
滝川	土石流
越道沢 1	土石流
越道沢 2	土石流
清水尻沢 1	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

甲州市	市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称																
			ノボリ才沢	奥平川	竹森沢 2	竹森沢 1	炭山沢 5	炭山沢 4	炭山沢 3	炭山沢 2	炭山沢 1	クルメ沢	一谷沢	湯原沢	四ツ石沢 2	四ツ石沢 1	本沢	清水尻沢 2
竹森	平沢	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項																
		次の図のとおり (図面省略)																

湯原沢	四ツ石沢 1	本沢	清水尻沢 2	越道沢 2	越道沢 1	福生里沢	管沢 4	管沢 2	管沢 1	二子山 2	二子山 1	竹森	平沢 の 2	竹森 の 3	竹森 の 2	竹森	平沢 の 3	平沢 の 2	平沢	下竹森
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

ノボリ才沢	奥平川	竹森沢 2	竹森沢 1	炭山沢 5	炭山沢 4	炭山沢 3	炭山沢 2	炭山沢 1	クルメ沢	一谷沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

山梨県告示第五百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 土砂災害警戒区域

南部町	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
西行の1 1		急傾斜地の崩壊	次を図のとおり (図面省略)	

山口沢川 3	山口沢川 2	山口沢川 1	梅島川	内房境川 1	中沢の2	中沢の1	梅島	杉山	沢上の3	沢上の2 2	沢上の2 1	西行の3	西行の2	増野	日向	沢上の1	松山の3	松山の2	松山の1	西行の1 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

南部町			市町村名
松山の1	西行の1 2	西行の1 1	土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
次の図のとおり (図面省略)			土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

湯沢	尾戸栗沢川	大城川 3	大城川 2	大城川 1	上矢沢 3	上矢沢 2	上矢沢 1	内房境川 2	西行川	横沢川 4	横沢川 3	横沢川 2	横沢川 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

横沢川 3	横沢川 2	横沢川 1	山口沢川 3	山口沢川 2	山口沢川 1	梅島川	中沢の2	中沢の1	梅島	杉山	沢上の3	沢上の2 2	沢上の2 1	西行の3	西行の2	増野	日向	沢上の1	松山の3	松山の2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

湯沢	尾戸栗沢川	大城川 3	大城川 2	大城川 1	上矢沢 3	上矢沢 2	上矢沢 1	内房境川 2	横沢川 4
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

山梨県告示第五百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十月五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置 甲斐市下今井字冷泥一〇二二番七
- 二 道路の幅員 五・〇〇メートル
- 三 道路の延長 二八・一六メートル

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条及び第八十二条及び第百十五条

の五の規定により、次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業等の廃止の届出があった。

平成十八年十月五日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地	介護保険事業所番号	サービスの種類	廃止年月日
望月クリニック	甲府市塩部四丁目一六番二号	一九〇二一五二二八	訪問看護（みなし）	平成十八年四月一日
望月クリニック	甲府市塩部四丁目一六番二号	一九〇二一五二二八	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十八年四月一日
望月クリニック	甲府市塩部四丁目一六番二号	一九〇二一五二二八	居宅療養管理指導（みなし）	平成十八年四月一日
八光薬局	甲府市上石田二丁目三二番一〇号	八六八	居宅療養管理指導（みなし）	平成十八年四月一日
八光薬局	甲府市上石田二丁目三二番一〇号	八六八	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十八年四月一日
八光薬局	甲府市上石田二丁目三二番一〇号	八六八	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十八年四月一日
八光薬局	甲府市上石田二丁目三二番一〇号	八六八	居宅介護支援	平成十八年四月一日
八光薬局	甲府市上石田二丁目三二番一〇号	八六八	居宅介護支援	平成十八年四月一日
八光薬局	甲府市上石田二丁目三二番一〇号	八六八	訪問看護	平成十八年四月一日
八光薬局	甲府市上石田二丁目三二番一〇号	八六八	訪問看護	平成十八年四月一日
八光薬局	甲府市上石田二丁目三二番一〇号	八六八	居宅療養管理指導（みなし）	平成十八年四月二十七日
八光薬局	甲府市上石田二丁目三二番一〇号	八六八	居宅療養管理指導（みなし）	平成十八年四月二十七日

医療法人徳洲会白根徳洲会病院	南アルプス市西野二二九四番地二	一九三二六二〇二九七	訪問看護（みなし）	平成十八年四月二十八日
医療法人徳洲会白根徳洲会病院	南アルプス市西野二二九四番地二	一九三二六二〇二九七	訪問リハビリテーション（みなし）	平成十八年四月二十八日
医療法人徳洲会白根徳洲会病院	南アルプス市西野二二九四番地二	一九三二六二〇二九七	居宅療養管理指導（みなし）	平成十八年四月二十八日
医療法人徳洲会白根徳洲会病院	南アルプス市西野二二九四番地二	一九三二六二〇二九七	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十八年四月二十八日
医療法人徳洲会白根徳洲会病院	南アルプス市西野二二九四番地二	一九三二六二〇二九七	介護予防訪問看護（みなし）	平成十八年四月二十八日
医療法人徳洲会白根徳洲会病院	南アルプス市西野二二九四番地二	一九三二六二〇二九七	介護予防訪問リハビリテーション（みなし）	平成十八年四月二十八日

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営圃場整備事業（明野地区小笠原工区）の換地処分を平成十八年九月二十二日実施した。

平成十八年十月五日

山梨県知事 山本 栄彦

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十八年十月五日

- 山梨県知事 山本 栄彦
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 山梨県知事 山本 栄彦
 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 南都留郡忍野村忍草字梨原中道三三五八の一、三三六五の一、三三六七の一、三三六八の一の一部、三三六八の一、三三七一の一の一部及び三三七一の二の区域
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地 ファナック株式会社 代表取締役社長 稲葉善治

教育委員会

山梨県教育委員会教育長告示第一号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定により、次のとおり博物館を登録した。

平成十八年十月五日

山梨県教育委員会

教育長 廣瀬 孝嘉

- 一 登録年月日
平成十八年九月二十八日
- 二 記号番号
梨博 第二十二号
- 三 設置者の名称
山梨県
- 四 名称
山梨県

山梨県立博物館
所在地

山梨県笛吹市御坂町成田千五百一番地一

公安委員会

● 警備員指導教育責任者講習の実施について
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成十七年国家公安委員会規則第十八号）附則第二条に基づく警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。
平成十八年十月五日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

一 講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

1 区分及び実施日時

(一) 法第二條第一項第一号に規定する警備業務

平成十八年十一月九日（木）から同月十四日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

(二) 法第二條第一項第二号に規定する警備業務

平成十八年十一月二十八日（火）及び同月二十九日（水）の午前八時三十分から午後五時まで

2 実施場所

甲府市小瀬町八四〇番地小瀬スポーツ公園内武道館（電話〇五五 二四三 三一 一一）

二 受講定員

各三十人

三 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）による改正前の法第一條の三第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者であつて、当該講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として現に選任されている者又は選任される予定の者

四 受講手続

1 事前申込手続

(一) 事前申込みの方法

受講を希望する者は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話〇五五 二二七 七八三〇）あてに事前に申込みを行い、受理番号を取得すること（電話一本につき一人の受付とし、受付専用電話以外での受付は行わない。）。

(二) 事前申込受付期間

次に掲げる警備業務の区分ごとに行つ。

なお、先着順に受け付け、事前申込受付期間内であっても、申込人員が定員に達した場合は、受付を締め切る。

ア 法第二條第一項第一号に規定する警備業務

平成十八年十月十六日（月）から同月十八日（水）までの午前九時から午後五時まで

イ 法第二條第一項第二号に規定する警備業務

平成十八年十月十八日（水）から同月二十日（金）までの午前九時から午後五時まで

2 受講申込手続

1 事前申込手続を行い、受理番号を取得した者は、次により受講の申込みを行うこと。

(一) 受講申込受付期間

平成十八年十月二十三日（月）から同月二十六日（木）までの午前九時から午後五時まで

(二) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 一通

イ 写真（申込前六か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 一枚

ウ 旧資格者証の写し

エ 警備員指導教育責任者として選任されている者又は選任される予定の者であることを疎明する書面

オ 代理人が受講申込書を提出する場合は、本人からの委任状

(三) 受講手数料

次に掲げる警備業務の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に、山梨県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付し

ない。

ア 法第二条第一項第一号に規定する警備業務 二万三千円

イ 法第二条第一項第二号に規定する警備業務 一万四千元

(四) 受講申込書等の提出先

(二)に掲げる書類を申込人の住所を管轄する警察署(他の都道府県の区域内に住所を有する者については、甲府警察署)に提出し、受理番号を申告すること。
ただし、郵送による申込みは受け付けない。

五 講習の委託

講習は、社団法人山梨県警備業協会(所在地 甲府市宝一丁目二番二〇号)に委託して行う。

六 修了証明書の交付

講習最終日に筆記の方法により修了考査を行い、合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

七 その他

1 講習初日は、法第二条第一項第一号に規定する警備業務の区分に係る講習を受講する者は午前八時五十分から午前九時まで、法第二条第一項第二号に規定する警備業務の区分に係る講習を受講する者は午前八時二十分から午前八時三十分までに受付を済ませること。

2 受講者は受講に当たり、筆記用具を持参すること。

3 講習についての質疑は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇五五二三五 二二二一内線三〇二二)に問い合わせること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番